キューデンホールディングス　社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員に関して、以下のすべての要件を充たす場合に、独立性を有するものと判断する。

1　本人が、以下に掲げる要件のいずれにも該当しないこと

（1）　当社及び当社の基幹会社（注１）（以下、「対象会社」という）を取引先とする者のうち、直近３事業年度のいずれかにおいて、対象会社との取引額の合計が、当該取引先の年間連結売上高の２％以上である者又はその業務執行者（注２）

（2）　対象会社の取引先である者のうち、直近３事業年度のいずれかにおいて、対象会社との取引額の合計が、当社の年間連結売上高の２％以上である者又はその業務執行者

（3）　対象会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者

（4）　対象会社の会計監査人である監査法人の社員又はパートナーである者

（5）　上記（４）に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、対象会社から役員報酬以外に過去３年間の平均で年間 1,000 万円以上の報酬を得ている者

（6）　当社の総議決権の 10％以上を保有する主要株主又はその業務執行者

（7）　対象会社から役員を受け入れている会社の役員

2　本人が、以下に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族でないこと

（1）　上記１（１）から（６）までの要件に該当する者（注３）

（2）　対象会社又はその子会社の業務執行者（注４）又は業務執行者でない取締役

（3）　最近３年間において、上記（２）の地位にあった者

3　本人が、当社の一般株主全体との間で上記１及び２で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じる者でないこと

上記１又は２のいずれかの事項に該当する場合であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、独立社外役員とすることができる。

（注１）　2026 年 10 月１日から 2027 年３月 31 日までは九州電力を指し、2027 年４月１日以降は九州電力、九州電力送配電、九電みらいエナジー、キューデン・インターナショナル、九電都市開発、ＱＴｎｅｔの各社を指す。

（注２）　本基準において、業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に定める者をいい、業務執行取締役、執行役のみならず、使用人を含む。

（注３）　上記１のうち、（１）、（２）、（３）及び（６）に定める業務執行者は、取締役、執行役、又は執行役員その他これに準じる者に限る。

（注４）　使用人である者は、重要な使用人に限る。

以　上